

一般社団法人水素供給利用技術協会
平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
実施細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人水素供給利用技術協会が行う燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業は、平成29年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本実施細則による。

(用語)

第2条 本実施細則で使用する用語は、特に定めのない限り、交付要綱において使用する用語の定めるものによる。

(助成金を受ける会員が行う活動)

第3条 交付要綱第4条第3項に定める助成金を受ける会員が行う活動は、別紙細1の活動を含むものとする。

(助成対象経費)

第4条 交付要綱第5条第1項及び第2項に定める助成対象経費の範囲は、別紙細2のとおりとする。

(助成金の交付申請書)

第5条 交付要綱第6条第1項に規定するHySUTが指定する日は、センター補助金の交付申請書受理日から1ヶ月以内または平成30年1月16日のいずれか早い方の日とする。

2 HySUTは、申請書を受け付けた場合は、申請書記載の連絡先に電子メール等で受領の旨を通知する。受理通知は交付決定を意味するものではなく、交付申請のための書類を受領したことを通知するものである。従って、審査の結果や本助成事業の予算の状況等により交付決定されない場合、又は交付上限額が申請額より減額される場合がある。

3 交付要綱第6条第2項第3号に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) センター補助金交付申請書の受理通知の写し
- (2) 新規需要創出活動計画書
- (3) センター補助金の交付申請書記入用計算シートの写し
- (4) その他、HySUTが特に定めるもの

4 HySUTは、申請書類等に不備があった場合、訂正・差し替え等を申請者に指示する。なお、申請書等の受付から2週間以内に、訂正・差し替え等が済んで「受領」できる状態にならない場合には、HySUTはその申請を無効とすることができる。

(計画変更の承認等)

第6条 交付要綱第9条第1項第1号に規定する内容の変更は、次に掲げるものとする。

センター補助金の交付申請内容の変更

- 2 申請者は、次の変更があったときは速やかに変更届出書(様式細1)を提出するものとする。
 - (1) 申請書の住所、名称、代表者氏名
 - (2) 助成金振込先
- 3 HySUTは、交付要綱第9条第3項の規定に基づき条件を付す場合において、計画変更に伴い費用が増減した場合の交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は行わないものとする。
- 4 HySUTは、交付要綱第9条に定める計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更承認によらず、届出とすることができる。

(実績報告書等)

第7条 交付要綱第14条第2項第2号に定める実績報告書の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) センター補助金の実績報告書の写し
 - (2) センター補助金の補助対象経費明細書(確定)の写し
 - (3) センター補助金の実績報告書記入用計算シートの写し
- 2 申請者は、センター補助金の確定通知書を受領後、速やかに写しをHySUTに提出する。
 - 3 助成事業の完了には、交付要綱第9条第2項の規定に基づく助成事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。

(助成金額の修正)

第8条 第7条第2項により提出のあったセンター補助金の確定通知書に記載された補助金の確定額より算出される補助対象経費と、交付要綱第14条第2項の実績報告書の助成対象経費の額が異なる場合は、センター補助金の確定額を基に助成金額を算出し、助成金額を修正する。

(助成金の返還)

第9条 助成金の交付を受けた者は、交付要綱第17条第4項の助成金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに助成金の返還を行わなければならない。

(HySUTへの報告)

第10条 交付要綱第20条に定める申請者がHySUTに提出する報告書等は、別紙細3のとおりとする。

(助成者会議)

第11条 HySUTは、自動車メーカーとの間に助成者会議を設置し、自動車メーカーの意向を反映させる。

- 2 助成者会議は、HySUT に対し、本助成事業の運営に関して指示することができる。
- 3 HySUT は、交付要綱及び本細則の制定または改定を行う場合、助成者会議の同意を得るものとする。

(推進委員会)

第 12 条 HySUT は、会員による本助成事業の推進委員会を組織し、運営を行う。

(附則)

この実施細則は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

別紙細 1 (交付要綱第 4 条第 3 号、実施細則第 3 条関係)

助成金を受ける会員が行う活動に含まれる活動

1. F C Vユーザーの利便性確保を目的とする活動

- (1) F C Vユーザーが安心して水素ステーションを利用するために、国内業界ガイドラインに則った運営
- (2) ステーション運営 (営業) 情報の充実とナビ等を通じたユーザーへの開示
- (3) ガソリンスタンドと遜色ない利便性の高い営業日数・営業時間の確保に向けた活動
- (4) 業界として安心・安全な水素ステーション運用に繋げていくための、ステーション運用上のトラブル情報の提出
- (5) F C Vへの充填時のトラブルに係る F C Vユーザーへの不安解消のために、トラブル対象の自動車メーカーとの情報共有とトラブル解析の協力

2. 潜在的 F C Vユーザーへの広報活動や水素ステーションの社会受容性、認知度の向上を目的とする活動

- (1) F C Vユーザーの声の集約
- (2) F C V・水素ステーションの広報活動

3. 効率的な水素ステーションの整備や運営に資する情報の収集を目的とする活動

4. 1～3の他、HySUTが必要と認めた活動

助成対象経費の範囲

| 内 訳 | | 定 義 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新規 需要 創 出 活 動 費 | 人件費 | 新規需要創出活動に直接従事する者の作業時間に対する人件費 |
| | 修繕費 | 新規需要創出活動に供されている固定資産の修理、通常に維持管理に係る経費。設備補修費、定期点検費、性能評価費、パソコン保守料など保守契約料、建物などの維持管理のための保守料 等 ※なお、設備ごとに初期のトラブルに伴う費用とその他の違いを把握できるように記載すること |
| | 警備費 | 水素供給設備の警備業務に係る経費 |
| | 水道光熱費 | 電気料、水道料 |
| | 通信費 | 固定電話料、インターネット回線使用料、郵送料、宅配便料 等 |
| | 備品費 | 新規需要創出活動に必要な物品（但し、1年以上継続して使用できて固定資産に計上されないもの）の購入・製造に必要な経費。工具・器具・事務用備品等 |
| | 消耗品費 | 新規需要創出活動に必要な物品であって、備品費に属さないものの購入に必要な経費。事務用品費、消耗部品費、不活性ガス費 等 |
| | 賃借料 | POSシステム、PC/ソフト、事務機器/什器 等の賃借・リース料 |
| | 印刷費 | 新規需要創出活動で使用する広報用資料等の印刷に係る経費。パンフレット、リーフレット 等 |
| | 業務委託費 | 新規需要創出活動に係る業務委託の経費 |
| | 外注費 | 水素供給設備への原料水素の輸送費等 |
| | 保険料 | 火災保険その他の損害保険料 |
| その他 | 新規需要創出活動に必要であって、上述のいずれの区分にも属さない経費。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの | |
| 管 理 費 | 一般管理費 | 「公共建築工事積算基準」に準じた一般管理費※ |
| | その他必要な経費 | その他必要な経費 |

※) 利益排除後の助成対象経費に 10.27% を乗じた金額

1) 助成対象経費として計上できるのは、以下の式で計算される額（Y（円））とする。

$$Y = X \times (1 - A / (B \times C))$$

X（円）：計算前に計上された助成対象経費の総額。

A（Nm³）：助成対象期間中に、水素供給設備として燃料電池自動車に充填した水素の量。

B（Nm³/h）：使用する水素供給設備の供給能力。

ただし、小規模の場合は100、中規模の場合は300とする。

C（h）：助成対象期間中の総営業時間。移動式の営業時間には、移動時間、移動前の設備点検時間、当該設備への水素充填時間も含むものとする。

A、Cは、小数点以下第2位を四捨五入した値を用いる。

Y（円）は、一円未満を切り捨てた額とする。

2) 消費税及び地方消費税は、助成対象外とする。

別紙細 3 (交付要綱第 20 条、実施細則第 10 条関係)

申請者が HySUT に提出する報告書等

1. 燃料電池自動車 水素充填記録表
2. 新規需要創出活動報告書 (月度)
3. 新規需要創出活動報告書 (年度集計)
4. 新規需要創出活動事業 月例報告書
5. ステーション機器装置トラブル報告書
6. 保守・点検・試験記録
7. 上記の他、HySUT が必要として指示した報告書、データ等

但し、1、2、5、6 については、助成対象期間に係らず、水素ステーションの運用開始日以降のものとする。

※尚、5. ステーション機器装置トラブル報告書は、NEDO 委託事業の水素利用研究開発事業に使用することがあります。

様式細 1 (交付要綱第 6 条第 2 項関係)

一般社団法人水素供給利用技術協会
燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業
変更届出書

平成 年 月 日

一般社団法人水素供給利用技術研究協会
会 長 殿

(申請者)

助成金交付決定番号 第 号

住 所 :

名称

代表者氏名 : 印

上記の助成金交付決定番号をもって交付決定のあった標記助成事業について、下記の事項に変更がありましたので、一般社団法人水素供給利用技術研究協会平成 29 年度燃料電池自動車新規需要創出活動助成事業実施細則第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1. 変更等の内容

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------|-------|-------|
| | | |
| 変 更 年 月 日 | | |

2. 変更等を必要とする理由

以上